３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑭において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　略］

⑾　ストックオプション制度の内容

当中間会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑶９ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑶９ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑿　その他の新株予約権等の状況

ａ　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷０（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷０ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑷０ｂ中「⑶９ｃ及びｄ」とあるのは「⑶９ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　当中間会計期間において、⑾及びａの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷１（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷１ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⒀　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

ａ　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　［略］

⒁　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑭において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　同左］

⑾　［同左］

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑶９ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑶９ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑿　［同左］

ａ　当四半期会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷０（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷０ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑷０ｂ中「⑶９ｃ及びｄ」とあるのは「⑶９ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　当四半期会計期間において、⑾及びａの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷１（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷１ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⒀　［同左］

ａ　当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　［同左］

⒁　［同左］

ａ　当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日